

厚生労働大臣の定める掲示事項

1 病棟

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈日勤帯〉

- 朝8時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。

〈準夜帯〉

- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は24人以内です。

〈深夜帯〉

- 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は24人以内です。

厚生労働大臣の定める掲示事項

2 病棟

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

〈日勤帯〉

- 朝8時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は12人以内です。

〈準夜帯〉

- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は28人以内です。
（看護補助者を含む）

〈深夜帯〉

- 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は28人以内です。
（看護補助者を含む）